

令和 8 年度 郡上市社会福祉協議会介護職員初任者研修学則

（目 的）

第 1 条 住民相互で助け合える福祉のまちづくりを目指し、介護業務従事希望者やボランティア活動者、在宅介護者が適切な介護が提供できるように知識・技術を身に付け、地域の福祉力を高めることを目的とする。

（名 称）

第 2 条 この事業の名称は、「郡上市社会福祉協議会介護職員初任者研修」（以下「研修」という。）とする。

（実施主体）

第 3 条 研修は、次の者が実施主体となり行う。

- （１）実施主体の名称 社会福祉法人郡上市社会福祉協議会（以下「本会」という。）
- （２）実施主体の住所 郡上市大和町徳永 5 8 5 番地 郡上市役所大和庁舎 2 階

（研修課程及び形式）

第 4 条 研修は、岐阜県介護職員養成研修事業者指定要綱に基づく介護職員初任者研修とし、通学形式にて実施する。

（実施場所）

第 5 条 研修は、原則として次の会場で実施する。

- （１）郡上市役所大和庁舎 郡上市大和町徳永 5 8 5 番地
- （２）せせらぎ緑風苑 郡上市八幡町旭 6 6 3 番地 6
- （３）美並デイサービスセンター 郡上市美並町白山 4 3 0 番地 3

（開講期間及び研修期間）

第 6 条 開講期間は、令和 8 年 8 月 1 9 日から令和 8 年 1 1 月 1 8 日までとし、その開講日については別表 1 のとおりとする。

2 研修期間は、開講初日より 7 カ月とし、7 カ月以内に修了することとする。

（研修カリキュラム）

第 7 条 研修の実施時間及びカリキュラムについては別表 1 のとおりとする。

（講師氏名及び担当科目）

第 8 条 研修の講師及び担当科目は別表 1 のとおりとする。

(使用テキスト)

第9条 テキストは、株式会社QOLサービス 介護職員初任者研修テキストを使用する。

(受講資格)

第10条 研修の対象者は、令和8年4月1日時点で18歳以上の郡上市在住の介護業務従事希望者、ボランティア活動希望者、在宅介護者等（高校生は対象外）、または市内福祉施設等在勤者で勤め先から受講の承諾を得ている者（市外在住者、18歳未満対象）。

2 全カリキュラムを出席できる者。

(受講定員)

第11条 研修の受講定員は16名とする。

2 定員を超える申し込みがあった場合は、抽選により決定する。

(募集方法)

第12条 募集の方法は、募集チラシを社協だよりまたは新聞等に折り込み募集する。

(募集期間)

第13条 募集の期間は、令和8年7月13日から令和8年7月31日までとする。

(受付方法)

第14条 受付けは本会指定の申込書により、第3条1項一（2）の場所で受付けを行う。

2 郵送等による申し込みの場合は、締切日必着で受付けを行う。

(科目の免除)

第15条 科目の免除についてはこれを認めない。

(受講料及び受講料支払方法)

第16条 研修の受講料は60,000円（テキスト代を含む）とする。

2 受講料の支払いは受講決定後、指定の期日までに銀行振り込みにより行う。また、振り込みのあった受講料については一切返金しない。

(研修修了の認定方法)

第17条 研修修了の認定は、第7条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価においてともに基準となる70%以上の評価基準に達した者に対し行う。

（1）介護技術の習得については、科目の到達目標、評価、内容について2段階までの定められた修了時の評価ポイントに沿って知識・技術習熟度の評価を行う。

（2）全科目修了後、客観式問題（五肢択一）により筆記試験を行う。

- 2 修了評価基準に達しない者に対し、本条1項－（1）については補講を行い再評価、（2）については個別学習を促し学習期間をとった後、再試験を行う。
- 3 本条1項の認定がされた者に対し、修了証明書を発行する。

（遅刻、早退、欠席の取扱い）

第18条 各科目の細目における15分以上の遅刻並びに早退等は欠席として取り扱う。

（補講の取扱い）

第19条 補講は原則行わない。ただし、やむを得ない事由による欠席、または介護技術の習得の評価が基準に達しない者については本会が設定する方法により補講を行う。また、補講の受講については、受講者に対し下記の受講料を申し受ける場合がある。

- ・各講義、演習及び介護技術の習得における基準未到達者に対し行う補講において1時間につき3,000円（ただし1講義10,000円を上限）とする。

（受講の取り消し等）

第20条 次に該当する者は受講を取り消すことができる。

- （1）学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者。
- （2）研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者。
- （3）受講生自身が受講継続意思の無い者。
- （4）その他、受講態度の悪い者など、本会が不適当と見なした者。

（受講者の個人情報の取扱い）

第21条 当該研修における個人情報については、本会の個人情報保護規定に従い、厳重に管理するとともに、使用にあたっては適切な取り扱いを徹底する。

- 2 研修の修了者は岐阜県の管理する修了者名簿に記載される。

（受講における留意事項）

第22条 受講者は研修により知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

- 2 受講申込受付時、または初回講義時に顔写真付きの公的証明書の原本にて本人確認を行う。

（その他）

第23条 この学則に定めるもののほか、この研修を実施するために必要な事項は本会がこれを定める。